17　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）
18　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一八条関係）
19　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができる旨定める。（第一九条関係）
20　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第二〇条関係）
21　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第二一条関係）
22　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第二二条関係）
23　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先する旨定める。（第二三条関係）
24　合同委員会の設置等について定める。（第二四条関係）
25　締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。（第二五条関係）
26　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二六条関係）
27　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二八条関係）
28　第二条、第三条、第六条により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約

条約第十一号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

日本国及びミャンマー連邦共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

双方の締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。